

連載コラム:コロナ禍の倒産案件の動向④(最終回)

—会社更生編—

宮本 聡
So Miyamoto

PROFILEはこちら



連載の4回目(最後)の今回は近時の会社更生の動向等を紹介したいと思います¹。

1 近年の会社更生の利用状況

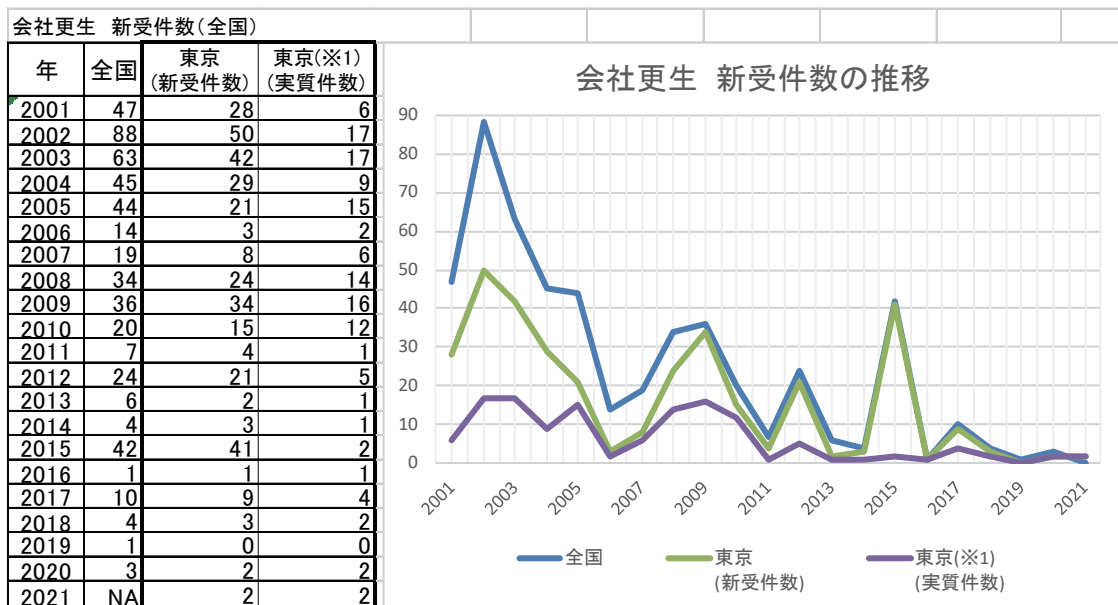
会社更生手続は、裁判所により選任される管財人の下、会社の事業再建を図る手続です。旧会社更生法は1952年に制定され、その後、1967年、2002年等の改正を経て、現在の会社更生法に至っています。

かつては、会社更生は大会社向けの重厚な手続、民事再生は中小企業向けの簡易時速な手続、といった切り分けのイメージもありましたが、負債総額1兆円を超える案件(リーマンブラザーズ日本法人やタカタ等)でも民事再生が活用されることが

ある一方、小規模会社の会社更生の申立の割合が増加している²ことなどからすると、かつての会社更生=大会社、民事再生=中小企業 というイメージは当てはまらなくなっており、事案に適した手続選択がなされています。

会社更生は、長年にわたって、窮境に陥った株式会社の事業再生に活用されてきましたが、下表のとおり、この10年弱の間、利用件数が低迷しており、特に平成25年以降は実質的な案件数で5件以内(全国)という状況が続いています。

東京地裁は、大阪地裁とともに日本全国にある株式会社についての会社更生の管轄を持っており、近年、東京地裁に会社更生の案件が集まる傾向がみられますが、その東京地裁でも、実質件数は年に数件、という状況が続いています。



※1 東京地裁につきグループ会社を1件とした場合の実質的な案件数

※2 高橋浩美「東京地裁における商事事件等の概況(下)」商事法務2274号46頁の数字を元に筆者にて作成

1:近時の東京地裁の会社更生案件の動向について裁判官による論稿¹⁾が出ていることから、東京地裁にフォーカスした内容となっている点、ご了承ください。

2 会社更生案件の減少の要因

明確な理由はわかりませんが、以下のような事情が考えられます。

- ① 再生支援協議会の事業再生手続や事業再生ADR (2021年10月号参照)などの浸透による事業再生手法の多様化
- ② 民事再生と同じくいわゆる「倒産」のレッテルによる事業価値の劣化の懸念・レピュテーション
- ③ 会社更生については重厚な手続運用との指摘³があること

裁判所は、会社更生の利用を促進すべく、①現経営陣を管財人に選任する会社更生手続(いわゆるDIP型)の運用、②

2及び3:前掲※2・高橋浩美「東京地裁における商事事件等の概況(下)」商事法務2274号46頁

商取引債権者への債権の弁済許可などの工夫を行ってきていますが、目に見える形での利用件数の改善には至っていません。

3 おわりに

新型変異株といった不確定要素はありますが、現状、国内のコロナ禍は落ち着いており、収束の兆しもみえることから、今後、コロナ禍で抱えた過剰債務の整理を図るために、企業の事業再生・倒産が進む可能性があります。そのような過程で、民事再生や会社更生といった法的事業再生手続がどのような役割を果たすのか、あるいは果たすべきなのか、事業再生に携わる弁護士として考えていきたいと思っています。

2021年8月以降、全4回にわたった連載はこれで終了となります。お付き合いいただきまして、誠にありがとうございました。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)